

東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金

助成目的

東かがわ市の未来を創る世代の就業及び定住を促進するため、就労初期における経済的負担を軽減することにより、若者が居住地や就業地として本市を選び、いつまでも住み続けたいまちとして選択できる持続可能なまちづくり推進を目的として助成するもの。

助成対象者

次のうちすべてを満たす者

- ◇新規就業者若しくは新規創業者(就業先、創業先は市内、市外は問わない)
高校・大学等に就学した者が令和3年度以降に卒業し、卒業後3年以内に就職、又は創業した者であること。
- 農業等その他の事業に従事する者、若しくは後継者として事業を継ぐ者も対象とする。
- ◇助成金交付申請日に東かがわ市の住民基本台帳に記載されていること。
- ◇30歳未満であること。(基準日を毎年度4月1日として、29歳以下の者)
- ◇正規常用雇用者であること。
- ◇納期限の到来した市税等を完納していること。

助成事業①：就労奨励

助成内容	新規就業若しくは新規創業した者への就労奨励金 ・6か月雇用定着した者とする。 ・転職の場合であっても生涯1回の奨励とする。
助成金額	一律 50,000円
助成金交付申請	就業した日から6月を経過した日以降
助成金交付	就業した日から6月が経過し、様式第4号の助成金請求書を提出してから

助成事業②：奨学金償還支援

助成内容	各種貸与型奨学金の償還額を助成 ・償還開始月から36月(3年) ・退職、市外転出の場合はその月から対象外とする。
助成金額	年額 120,000円(上限) 月額 10,000円(上限) 総額 3年(36月) 360,000円(上限) ・半年賦等の償還方法の違いは月額換算し対応する。
助成金交付申請	交付を受けようとする会計年度の4月1日から12月末日まで
助成金交付	助成申請年度の奨学金償還額が確定し、様式第4号の助成金請求書を提出してから

※①のみ、②のみ、①と②を併せての申請も可能です。

問合せ先

申請書はホームページからダウンロードしてください。
詳細は下記までお問い合わせください。

769-2792 東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市総務部地域創生課 しごと・にぎわいづくりグループ
TEL:0879-26-1276 FAX:0879-26-1366

